

特許審査の迅速化に向けた特許戦略計画関連問題WGの検討課題（案）

1. 「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」、及び「特許戦略計画」にあるとおり、我が国産業の国際競争力を強化するためには、特許審査を迅速化することが必要不可欠。このため、特許審査の迅速化は我が国を挙げて取り組むべき重要課題であり、特許制度を支える行政（特許庁）、ユーザー（出願人）、知財サービス提供者（弁理士）の三者がその実現に向けた役割を最大限果たすべく人的環境・制度的環境を整備することが必要。

2. 具体的には、以下のような課題を検討し、必要な対策を実現していくことが必要。
 - (1) 審査体制の整備
審査官の増員、サーチ外注の拡充等の着実な実施
 - (2) 出願・審査請求の適正化
先行技術調査の充実、戦略的な特許管理への転換、審査請求の適正化に資する特許庁からの情報の提供、等
 - (3) 審査手続の適正化に向けた制度の見直し
補正制度の見直し、分割出願制度の見直し、等
 - (4) 手続きの合理化に向けたシステムの見直し
情報システムの積極的活用と利便性の向上、等
 - (5) 弁理士に期待される役割
特許審査の迅速化に向けて期待される弁理士の具体的役割
 - (6) その他の検討課題
上記の他、特許審査迅速化に資する対策があれば、適宜検討。

3. 当ワーキンググループにおいては、今後、上記課題のうち、既に特許庁が取り組みを進めている（1）審査体制の整備、を除く他の課題について検討を進めることとし、第2回WGにおいては、特に、（3）審査手続の適正化に向けた制度の見直し、を中心

に議論を行うこととする。

補正制度の見直し

審査負担の軽減、出願人間の取扱いの公平性の担保、及び欧米の制度との調和の観点から、一次審査後の補正の範囲を制限することを検討。

分割出願制度の見直し

一次審査後の補正範囲を制限することによる、出願分割のニーズの高まり、及び出願手続きの適正化等に対応した、分割出願の時期的制限の緩和の検討。

4 .なお、次回の会合に向けて、各委員より、特許審査の迅速化に向けた上記課題の内、更なる制度の見直し、特許庁からの情報提供のあり方、弁理士に期待される役割、情報システムを活用した特許庁の事務処理のあり方、等について事前に提案を募ることとし、次回の会合においては、寄せられた提案を事務局において整理した上で、各提案について議論を進めることとする。